

第四章 骨材の単位容積重量試験に関する標準方法

第十三條 器 具

- (1) 器具は金屬製の圓筒形量器、搗棒及秤量重量の 1/200 の感度を有する天秤又は衡器とす。
- (2) 量器は内面を機械仕上げとし水密にして充分堅固のものたるべし。量器の容積及寸法は次の二種とす。

	内径 (cm)	内高 (cm)	容量 (l)
細骨材用	14	13.0	2
粗骨材用	24	22.1	10

- (3) 搗棒は直徑 16 mm, 長さ 50 cm の真直なる鐵棒にして一端を約 3 cm の間鈍き球狀に尖したるものとす。

第十四條 量器の検照

量器の容量は之を充すに要する水の重量を正確に測定して検照すべし。

第十五條 試 料

試料は乾燥したるものを用ひ充分混合すべし。

第十六條 試験方法

- (1) 先づ量器の 1/3 を試料にて充たし上面を指にて均らし搗棒の尖端を以て 25 回其の表面を一様に搗くべし。次に量器の 2/3 迹を充たし前同様に 25 回搗くべし。最後に量器より溢るゝ迹試料を充たし前同様に 25 回搗きたる後餘分の試料は搗棒を定規として之を搔き除くべし。第一層を搗く際量器の底を搗くべからず。又第二層及最後の層を搗くには搗棒が前層に漸く達する程度とすべし。

- (2) 量器中に於ける此の試料の重量を測定し量器の容積を以て之を除し単位容積の重量を算出すべし。

第十七條 精 度

同一試料に對する試験の結果の誤差は 1% 以内たるべし。